

(公印省略)

6 筑高支第 659 号
令和 6 年 11 月 21 日

市内地域包括支援センター
市内居宅介護支援事業所
市内小規模多機能型居宅介護事業所
管理者 様

筑紫野市長 平 井 一 三
(健康福祉部 高齢者支援課)

「ケアプラン作成及びケアマネジメントのポイント」及び「暫定ケアプラン
作成の取扱い」の一部変更について（通知）

標記の件について報酬改定等の内容を反映し改訂しましたのでお知らせします。ま
た、改訂後の資料を市ホームページに掲載しましたのでご活用ください。
今後とも適切なケアマネジメントに努めていただきますようお願いいたします。

記

1. 主な変更点

(1) ケアプラン作成及びケアマネジメントのポイント 資料 1

5. モニタリング①

○改訂前
特段の事情がない限り、月に 1 回以上、
利用者の居宅(居室)で、利用者と面談し
て実施している。



○改訂後
特段の事情がない限り、少なくとも 1 月に 1
回、利用者の居宅(居室)を訪問し、利用者
と面接している(テレビ電話装置を活用し
て面接する場合、少なくとも 2 月に 1 回は
訪問している)

7. 利用開始④

○改訂前
「ケアマネジメントの公正中立性の確保
を図る観点から、利用開始に際し前 6
か月間に作成したケアプランの総数の
うちに、(中略)同一事業者によって提供
されたものが占める割合の説明を行い、
理解を得ること⇒運営基準減算



○改訂後
「ケアマネジメントの公正中立性の確保を
を図る観点から、利用開始に際し前 6 か月間
に作成したケアプランの総数のうちに、(中
略)同一事業者によって提供されたものが
占める割合の説明を行い、理解を得るよう
に努めなければならない。

(2) ケアプラン作成及びケアマネジメントのポイント 資料2

暫定ケアプラン作成の取扱い 別紙2

⑧モニタリング(評価)

○改訂前

1回/月以上、利用者の自宅に訪問し、利用者に面接して評価を行う



○改訂後

少なくとも1月に1回、利用者の居宅（居室）を訪問し、利用者と面接している（テレビ電話装置を活用して面接する場合、少なくとも2月に1回は訪問している）

(3) 暫定ケアプランの取扱い

別紙1 別紙3

○改訂前

地域包括支援センター



○改訂後

介護予防支援事業所

別紙1 2 暫定ケアプラン作成にあたっての留意事項⑤

○改訂前

見込みの介護度が要支援又は要介護であることがほぼ確実に予測される場合に限り、予測される介護区分の支援事業者のみの契約も可能である。

例) 要支援の可能性が高い場合は地域包括支援センター

要介護の可能性が高い場合は居宅介護支援事業所

※要介護を見込んだ場合は、予防支援を受託できる居宅介護支援事業所が担当し、予防と介護の両方の契約を交わしておくことが望ましい。



○改訂後

見込みの介護度が要支援又は要介護であることがほぼ確実に予測される場合に限り、予測される介護区分の支援事業者のみの契約も可能である。

万が一、見込み違いの介護度だった場合ケアプランがない期間のサービス利用は全額自己負担となる。

例) 要支援の可能性が高い場合は介護予防支援事業所

要介護の可能性が高い場合は居宅介護支援事業所

別紙1 2 暫定ケアプラン作成にあたっての留意事項⑧

○改訂前

サービス事業所を選定する場合は、見込み違いであった場合でも給付を可能とするため、原則として予防と介護の両方のサービス提供が可能なサービス事業所を選定する。



○改訂後

サービス事業所を選定する場合は、見込み違いであった場合でも給付を可能とするため、原則として「地域包括支援センターと居宅介護支援事業所」または「介護予防支援事業所の指定を受けた居宅介護支援事業所」のいずれかを選定する。

別紙 1 例 2 介護予防支援事業所が要支援 2 の暫定ケアプランを作成→認定結果が要介護

○改訂前

利用者との契約ができている居宅介護支援事業所が、地域包括支援センターから予防の暫定ケアプランの交付を受け、居宅介護支援事業所が本ケアプランの作成・同意・交付をおこなう。



○改訂後

地域包括支援センターが暫定ケアプランを作成していた場合は、利用者との契約ができている居宅介護支援事業所が、地域包括支援センターから予防の暫定ケアプランの交付を受け、居宅介護支援事業所が本ケアプランの作成・同意・交付をおこなう。

介護予防支援事業所の指定を受けた居宅介護支援事業所が予防の暫定ケアプランを作成していた場合は、予防の暫定ケアプランを基に介護の本ケアプランの作成・同意・交付をおこなう。

2. 市ホームページ

<https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/site/kaigo/26495.html>

<https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/site/kaigo/26494.html>

トップページ > 介護保険・高齢者福祉 > 介護保険 > 事業者の皆さまへ

【連絡・問い合わせ先】

筑紫野市 健康福祉部 高齢者支援課 指定指導担当
TEL 092-923-1111 (内線 453) FAX 092-920-1786